



We ensure your relief and safety.

交通共済のご案内

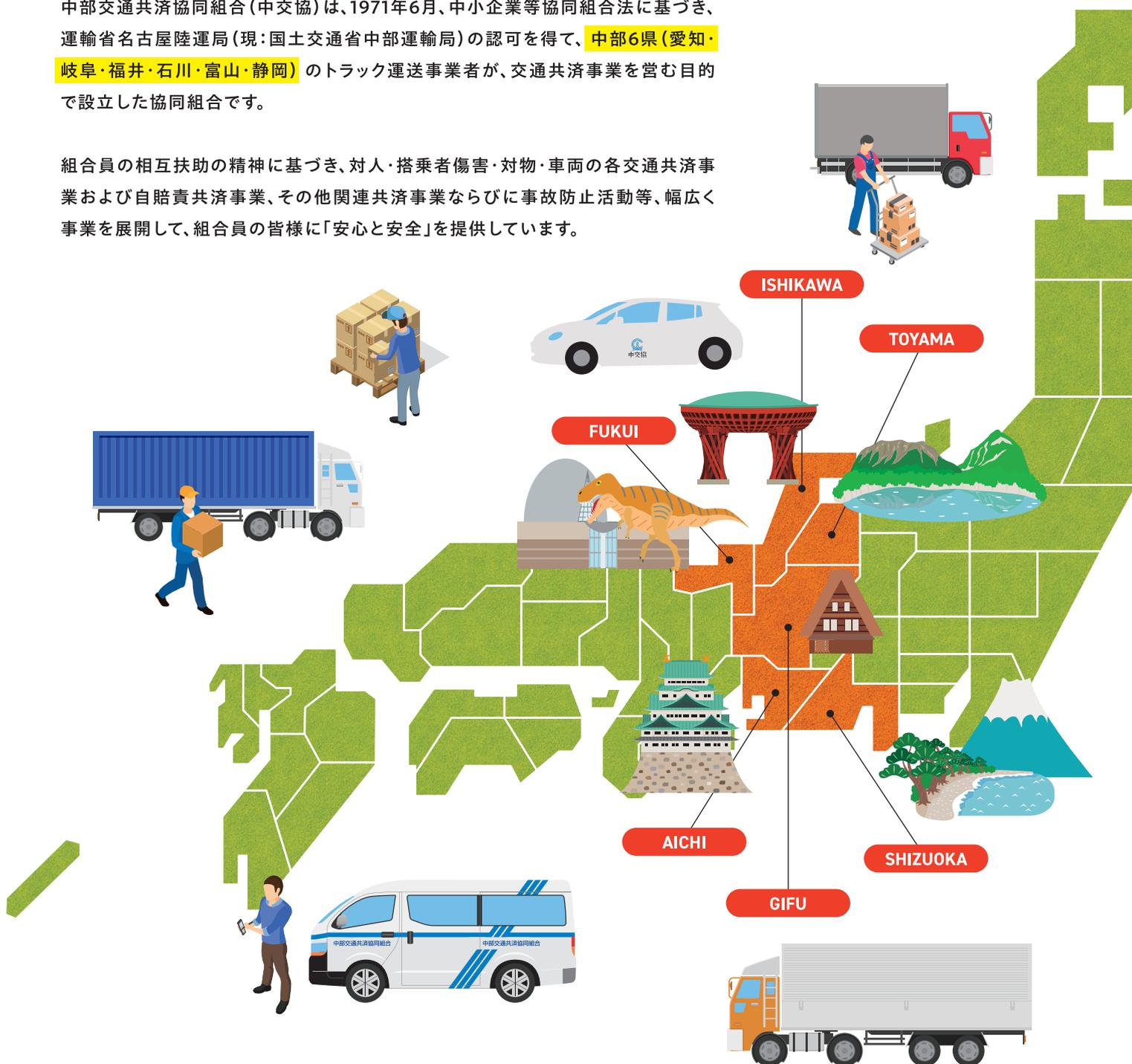


トラック運送事業者に、 安心と安全をお届けします。

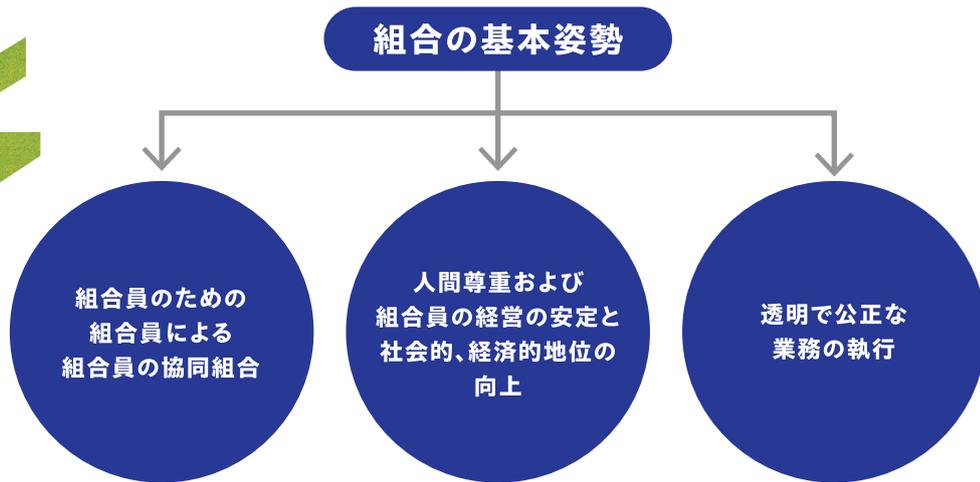
トラックのことは
「トラック共済」におまかせ下さい。

中部交通共済協同組合（中交協）は、1971年6月、中小企業等協同組合法に基づき、運輸省名古屋陸運局（現：国土交通省中部運輸局）の認可を得て、中部6県（愛知・岐阜・福井・石川・富山・静岡）のトラック運送事業者が、交通共済事業を営む目的で設立した協同組合です。

組合員の相互扶助の精神に基づき、対人・搭乗者傷害・対物・車両の各交通共済事業および自賠償共済事業、その他関連共済事業ならびに事故防止活動等、幅広く事業を展開して、組合員の皆様に「安心と安全」を提供しています。



協同組合の理念と組合が掲げる3つの基本姿勢のもと、共済契約の維持拡大、積極的な事故防止活動の推進、迅速かつ適正な事故処理を目標に事業活動を行っています。



SDGsへの取り組み

未来のために、私たちができること。**中交協SDGs宣言。**

中部交通共済協同組合は、「組合の基本姿勢」のもとに、事業活動を通じてSDGs(持続可能な開発目標)の実現に貢献し、地域社会そして組合員の皆さまとともに持続的に成長していくことを目指します。



取り組み紹介動画



事故防止活動

適性診断や講習会、補助事業、その他事故防止事業を通じて交通事故を抑制します。

エコドライブ推進活動

エコドライブ意識向上のため関連グッズ作成・配付、講習会を実施しています。

パートナーシップの強化

地方公共団体が発足しているプラットフォーム(産官学がつながる場)に加入しています。

中交協SDGsガーデン

組合員様のSDGsへの取り組みをご紹介したり、書籍を置いて周知活動を行ったりしています。

中交協マスコットキャラクター ちゅうの助と家族



100年後も組合員の皆さまを支えていくことを目指し、みんなで、家族で事故防止に努める小さな武将「ちゅうの助」とその家族です。

01 共済をお考えの皆さまへ トラック運送事業者のための共済

トラック運送事業者のための掛金設定

中交協は組合員の**健全経営**を応援します。

「少しでも安い掛金で最大の補償を」という切実なご要望にお応えし、
中交協の目的である組合員の経営安定の一助となるよう掛金を設定します。

組合加入資格

次の要件を備えた方にご加入いただけます。

- 1 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者
- 2 中交協の事業地区(愛知県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・静岡県)内に事業所を有する方

※ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

組合員ならではの特典

1 配当制度

収支決算で利益剰余金が出た場合には、出資配当・利用分量配当を実施します。



2 無料法律相談

毎月法律相談日を設け、当組合の顧問弁護士が交通事故や労働問題などの法律相談に無料で応じています。



3 商工中金の融資資格

運送事業の近代化・合理化を図るために実施されている商工組合中央金庫の近代化基金融資等の申込み資格が得られます。



4 組合員等表彰制度

優秀組合員、優秀運転者、優秀運行管理者、優秀支部をそれぞれ表彰しています。

組合加入と共済契約の増大ならびに交通事故の防止等に協力し、その成績優秀で他の模範となる組合員等を表彰することにより、組合および組合員の事業発展に寄与することを目的としています。



※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。



安心の事故解決力

中交協は組合員の事故の**早期解決**に努めます。

万一の事故の際、迅速・適正に対応し被害者救済および円満解決を図る、安心の事故処理体制を整えております。「組合員第一」を基本姿勢として、より一層ご満足いただけるサービスの提供に努めています。

迅速な初期対応

■24時間365日の安心サポート

事故が発生し、警察への届出を済ませたら、速やかに組合までご連絡ください。夜間・休日でもご安心ください。「中交協 夜間・休日事故受付相談センター」を設置し、専用のフリーダイヤルにて事故の受付・相談を行っています。

中交協 夜間・休日事故受付相談センター



イイヨ イ サ キューキュー
0120-14-1399

●月曜～金曜/17:30～翌朝9:00 ●土・日・祝日/ 終日
※携帯電話からもご利用いただけます。お間違いないよう、ご利用願います。



エキスパートによるフォロー体制

■一事故一担当者制

「初動が命」をモットーに重大事故が発生したら、すみやかに担当者があなたの事業所へ連絡(または訪問)し、対応等を打ち合わせさせていただきます。

組合員・相手方双方のご了解をいただければ、担当者が受付から示談交渉を含め解決まで、迅速・適正に責任を持って対応させていただきます。

全国どこで起きた事故も直接被害者と交渉しますので、遠方の事故でもご安心ください。

■全国の弁護士・技術アジャスター・調査会社と連携

全国の主要都市の弁護士・技術アジャスター・調査会社と提携しています。

交通事故の発生状況(過失割合)および対物事故における被害物件の立会調査、病院に対する医療調査などを行い、公正・妥当な賠償額算定に努めています。

また、必要に応じて組合員の同意を得て、弁護士が折衝・示談・調停もしくは訴訟手続きを行います。

02 トラック運送業のリスクに対応した 幅広い補償ラインナップ

相手方への補償



対人共済

□共済金額/5,000万円～無制限(8種類)

自動車事故によって他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責共済(保険)を超える部分について共済金をお支払いします。



対物共済

□共済金額/100万円～無制限(16種類)

自動車事故により他人の車や物に損害を与え、損害賠償責任を負ったときに共済金をお支払いします。

[けん引自動車の対物賠償損害に関する特約]

□共済金額/対象車種の対物共済金額と同額

営業用普通貨物車(2トン超)の対物共済に付帯していただけます。

運転者・搭乗者の補償



搭乗者傷害共済

□共済金額/300万円・500万円・1,000万円・2,000万円(4種類)

自動車事故によって、搭乗中の人(運転者・同乗者)が死傷したり、後遺障害を被った場合に共済金をお支払いします。

お車の補償



車両共済

□共済金額/用途車種により50万円～5,000万円

契約車両が、衝突・接触・転覆・火災・盗難その他偶然な事故により損害を被った場合に共済金をお支払いします。

故障時搬送費用特約 対人・対物の共済契約がある車両に任意で付帯

以下の補償内容をご利用いただけます。

■補償内容

故障時のレッカー搬送・現場応急処置

※事故の場合は、本特約の対象外となります。

尚、車両共済に加入している場合は、同共済の補償対象となります。

レッカー搬送



自走不能時

ドアの解除



鍵の閉じ込み時

ジャンピング



バッテリー
上がり時

ガソリン・軽油の配達



燃料切れ時
※燃料費は自費負担となります。

タイヤ交換



タイヤパンク時

■補償金額

○交通共済4種加入車両(対人・搭乗者・対物・車両)

1回のご利用につき**上限50万円**

○左記以外の加入車両

1回のご利用につき**上限20万円**

■ロードサービス提携会社 24時間365日受付対応

※当特約内容は以下2社への入電に限り適用となります。



JHRネットワークサービス(株)

☎ 0120-94-1356



日本ロードサービス(株)

☎ 0120-27-6324



各種割引制度

割引制度が充実しているので、掛金が割安。

また **新規加入契約時** に損害保険会社の優良割引がある方は、一定の条件により、準用することもできます。

優良割引

組合員ごとに契約車両数により
1%~75%割引

299両以下の場合

**最高
65%割引**

一括契約割引

該当する共済種類ごとに

3%割引

継続契約割引

継続契約の際、
前契約と同数以上の契約で
共済種類ごとに

2%割引

全車両契約割引

事業用車両を全車両(90%以上)
契約する場合

3%割引

多数契約割引

共済種類ごとに
契約車両数により

**1%~10%
割引**

自賠償共済セット割引

当組合の自賠償共済契約がある
対人共済から

2%割引



03 悲しむ人を一人でも減らすための 事故防止の取り組み

“国土交通省認定”講習および適性診断

組合員
無料

交通事故の防止は、トラック運送事業者にとって社会的責務といえます。中交協では、事故防止活動を **最重要事業の一つ**として位置づけ、各種の事故防止のサービスを通じて、組合員の皆さまと一体となって「安全」の確保、交通事故の根絶に努めています。

■ 運行管理者等一般講習(貨物限定)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項又は第24条第1項の規定に基づく、5時間の指導講習で、**運行管理者又は運行管理者の補助者**として運行管理の業務を行っている者に対するものです。



■ 特別指導講習

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、特定の運転者(事故惹起運転者・初任運転者)を対象に定められた内容で6時間の講習(座学に限定したものを)を組合員(事業者)に代わって実施しています。

※なお、初任運転者については、中交協の特別指導講習のみの受講では全ての項目を終了したことになりません。(安全運転の実技等は各事業者での実施をお願いいたします。)

■ 特別適性診断(貨物限定)

国土交通省の認定を受け、**「特別適性診断(特定診断I・初任診断・適齢診断)」**をナスバネット等を用いて実施しています。



運転の“クセ”を診断するナスバネット

ナスバネットとは、独立行政法人自動車事故対策機構が独自で制作した**「インターネット適性診断システム」**です。ネットワークで管理されており、パソコンで視覚機能検査を含めた診断のすべてを実施することができます。

■ eラーニング(オンライン受講)

国土交通省が定めている「初任運転者に対する特別な指導」について、座学15時間以上のうち12時間分の座学講座をeラーニング(オンライン)で受講できます。eラーニングでは受講できない実車を用いた指導(「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等」「貨物の積載方法及び固縛方法」)については、車両を用いて3時間の指導を行い、15時間の指導時間として下さい。(指導記録も残して下さい。)

事故防止サービス

組合員
無料

■ 運転適性診断(巡回・可搬型機器)

運転適性診断車による巡回サービスおよび可搬型機器の貸し出しを行い、運転行動のクセ(特性)を明らかにする一般適性診断を実施しています。※Gマーク対応。



■ 事故防止講習会の開催

一般講習会

各地域別に経営者や事故防止担当者等を対象に講習会を開催しています。

個別講習会

組合員の事業所において、ドライバー等を対象に、安全運転について理解を深める講習会を開催しています。





補助事業の実施

■ 適性診断受診手数料補助

補助対象機関において、適性診断を受診した場合に受診手数料を補助しています。

■ 研修料の補助

中部トラック総合研修センター(愛知県みよし市)、クレフィール湖東交通安全研修所(滋賀県東近江市)および指定自動車教習所の研修を組合員事業所の運転者等が受講した場合、研修料を補助しています。

■ 運転記録証明書等交付手数料補助

運転者を対象とした運転記録証明書、無事故・無違反証明書の交付手数料を補助しています。

■ 事故防止機器の導入費補助

デジタルタコグラフ、ドライブレコーダ、後方視野確認支援装置、サイドカメラ等の導入費用の一部を補助しています。

■ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査費用補助

睡眠時無呼吸症候群の検査費用の一部を補助しています。

その他事故防止事業

■ コメンタリー運転の推進

当組合では「コメンタリー運転」を推進しています。

コメンタリー運転とは、時々刻々と移り変わる道路や交通の状況を、あたかも実況放送しているように話しながら、車を進めてゆく運転方法です。

コメンタリー運転を実行することで、注意力の低下を防ぎ、危険に対する警戒心を高めることができます。

こちらのコメンタリー運転について当組合でDVDを作成しております。なお、Youtubeでプレビュー版の配信もおこなっておりますので、ぜひご覧ください。



■ 事故防止啓発グッズの作成・配布

事故防止の教材や安全運転フォトニュース等を配布しています。教材等を用いることで事故防止策が理解しやすくなり、組合員の皆様にも類似事故を防止するため、事業所などで活用していただいています。

■ 事故防止DVDの貸し出し

無料で事故防止DVDの貸し出しを行なっております。

■ 個別事業所訪問

組合員の皆様を対象に、当組合の職員が直接事業所を訪問し、「規模」「運行形態」「事故発生状況」等に最も適した事故防止活動について助言や支援をしています。

04 組合員様のニーズにお応えする その他の補償



Other Compensation

その他の補償

■自賠責共済

「自動車損害賠償保障法」に基づいて、原則としてすべての自動車に加入が義務付けられている強制共済(保険)です。この共済は、自動車の運行によって他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。中交協の自賠責共済は、自動車ディーラー・整備工場等、事業地区内の代理店でもご契約いただけます。

■自賠責共済セット割引についてはP.06「各種割引制度」をご覧ください。

自賠責共済Q&A 詳しい内容はこちら



■労働災害補償共済(交協連^{※1}の代理店業務)

業務災害または通勤災害によって従業員に生じた死亡・後遺障害または休業に対して政府労災保険の保険給付がある場合、その上乗せ補償として共済金をお支払いします。

第三者行為災害で、特別支給金のみが支給されたときもお支払いします。

※1:全国トラック交通共済協同組合連合会のこと

■損害保険代理業

交通共済事業ではカバーしきれない運送事業経営に伴うリスクに備えるために、損害保険代理店として組合員の皆様のリスクマネージメントをトータルに行っています。

運送保険をはじめ、傷害保険、火災保険等の様々な損害保険商品を幅広くご提供し、組合員の皆様により一層の「安心」をお届けしてまいります。



いまの保険で大丈夫ですか？
定期的な保険の確認、
見直しはとても大切です。



運送保険



業務災害保険



賠償保険



火災保険



傷害保険 他

組合について

組合概要

名 称：中部交通共済協同組合(略称:中交協)
所 在 地：名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号
設 立：昭和46年(1971年)6月21日
地 区：愛知県、福井県、石川県、富山県、静岡県、岐阜県の区域

連絡先一覧

【本部】	〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	
5階	総務部	
	総務課 企画課	TEL(052)715-5000
	営業部	
	事業推進課	TEL(052)715-5001
	補償部	
	損害調査課	TEL(052)715-5002
	事故防止部	
	安全推進課	TEL(052)715-5003
		FAX(052)332-8500
3階	営業部	
	営業1課(名古屋第2支部・知多支部)	TEL(052)715-5103
	(名古屋第3支部・西三支部)	TEL(052)715-5104
	営業2課(名古屋第1支部・尾東支部)	TEL(052)715-5101
	(名古屋第4支部・尾西支部)	TEL(052)715-5102
		FAX(052)332-8600
	補償部	
	補償1課 補償2課 補償3課	TEL(052)715-5105
		FAX(052)332-8700
	事故防止部	
	事故防止課	TEL(052)715-5101
		FAX(052)332-8600
【豊橋】	〒440-0886 豊橋市東小田原町48(セントラルレジデンス 202号)	
	豊橋事務所	TEL(0532)57-5188
		FAX(0532)55-7753
【福井県】	〒918-8115 福井市別所町17-18-1(福井県トラック総合研修会館内)	
	福井事務所	TEL(0776)34-3144
		FAX(0776)35-6669
【石川県】	〒920-0345 金沢市藤江北三丁目303番地	
	金沢事務所	TEL(076)256-1138
		FAX(076)256-0918
【富山県】	〒939-2708 富山市婦中町島本郷1-5(富山県トラック会館内)	
	富山事務所	TEL(076)425-0010
		FAX(076)425-0014
【静岡県】	〒422-8067 静岡市駿河区南町6-16(パレルネッサンス3階)	
	静岡事務所	TEL(054)283-1914
		FAX(054)283-1904
	〒430-0942 浜松市中央区元浜町182	
	浜松事務所	TEL(053)478-4030
		FAX(053)475-0016
	〒411-0943 駿東郡長泉町下土狩20-3(山光ビル A棟4階)	
	沼津事務所	TEL(055)989-3350
		FAX(055)989-3355
【岐阜県】	〒500-8844 岐阜市吉野町6-14(大樹生命岐阜駅前ビル3階)	
	岐阜事務所	TEL(058)214-6358
		FAX(058)265-9530



中部交通共済協同組合

www.chukokyo.jp

